

法務省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
101	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(以後、公サ法)により、登記所の特定業務は民間業者に限定されている。そのため、自治体が「直接」当該業務を行うことができない。そこで、この法律を改正し、市の窓口で登記所の特定業務が行えるようにしていただきたい。	平成26年度から2カ年にわたり、法務省へ要望したが、公サ法により包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いため、登記所の各種証明発行業務を民間委託でなければならないということでは、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうならば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	貴省からは、スキームを示していただいているところであるが、このスキームでは、機器の設置費や保守料等で年約500万円、人件費として年約200万円程度の本市負担が発生することとなる。登記事項証明書等の交付事務は本来、国の業務であるため、本業務を行う上での費用は国が負担するべきである。 貴省は公サ法の所管ではないため、同法の改正等について回答できる立場ではないのは承知しているが、今後、同法の改正がなされることになれば、不動産登記法や商号登記法等の改正が必要になると想定されるので、その際には迅速に対応願いたい。	—	【全国市長会】 登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。
173	所有者等が存在しない空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の搜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の時間と費用が発生すること、手続きの開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの足を踏んでいる。	本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続きを代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
253	区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人としてできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	現行制度においても、一定の対応ができていないのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。 区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。	【小山市】 現筆界特定制度は、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから、非協力でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。しかし、当市における組合のケースは、特定したい筆界に隣接する土地の所有権登記名義人等が両方とも非協力者(同一人物)であるため、申請も叶わず苦慮しているところである。(現行制度では対応できない) こうしたケースにおいても筆界特定制度を活用できるよう、区画整理事業の施行者である組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたく考えているので、引き続き特例の制定に向けた検討の方をお願いしたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
270	戸籍事務の窓口業務における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し	戸籍事務の窓口業務に関して、真に自治体職員が行わなければならない業務の範囲を明確にするるとともに、民間業者に委託することが可能な業務の範囲について、実務を鑑みて、その取扱いの見直し・拡大を検討すること	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者に委託を実施し、先進的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託にあたり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に係る定型な入力、押印に関しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えただけでも、事実上の不受理処分に該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。	総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。 現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけ及びとりまとめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。 平成27年6月4日「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能業務が明示されている。 しかし、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。 また、法務省の第一次回答のとおり戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざるを得なくなり、効率的な業務運営に支障が生じてしまう。 公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

法務省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
286	保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、刑の確定情報が速やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	【支障事例】 平成28年1月に、本県の保育士登録者が逮捕される事案が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが、個人情報保護を理由に情報を入手できない状況が続いている。 本県においては、起訴前であるため、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も受けられなかった事例があると聞いている。	保育士登録の取消しは、児童福祉法に基づき行わなければならないものであり、この取消しのためには前科等の情報を提供することは、みだりに他の目的のために使用するものとは言えない。また、前科等の情報を公開するわけではないため、法律上の保護に値する利益を侵害するものでもなければ、人権上の問題を惹起することにもならないと考える。 よって、提案に応じることは可能と考える。 また、仮に法務省からの情報提供が困難な場合においても、児童福祉法を所管する厚生労働省において前科等を把握し、全ての都道府県において速やかに保育士登録の取消しが可能となるような仕組みを構築すべきと考える。 なお、市区町村から情報を得ることとした場合、各都道府県は、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対し、該当の保育士が犯罪人名簿に記載された場合に情報提供してもらうよう、依頼・調整しなければならない。これを全ての都道府県が個別に行うのは、あまりにも非効率的であるため、現実的ではないと考える。	—	—
114	死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当	死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したものに對する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。	相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができ、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。 一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。 このような中で、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対するの債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な預納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。 また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もある。	貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条において、遺留金品による充当及び先取特権が認められているところである。 このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものと考えられる。 回答では、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権として「日用品供給」の先取特権が認められていることから、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したものに對する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)への充当ができるよう、特別法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。	—	【全国知事会】 遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。